

令和元年度

駒ヶ根市普通会計・公営企業会計
財政健全化審査及び経営健全化審査意見書

駒ヶ根市監査委員

目 次

第1	審査の種類	1
第2	審査の対象	1
第3	審査の期間	1
第4	審査の実施場所	1
第5	審査の実施内容及び着眼点	1
第6	審査の結果	1
	普通会計財政健全化審査意見書	2
	1 審査の概要	2
	2 審査の結果	2
	水道事業会計経営健全化審査意見書	4
	1 審査の概要	4
	2 審査の結果	4
	公共下水道事業会計経営健全化審査意見書	5
	1 審査の概要	5
	2 審査の結果	5
	農業集落排水事業会計経営健全化審査意見書	6
	1 審査の概要	6
	2 審査の結果	6

(注) 1 文中及び各表中に表示する千円単位の数値は、原則として単位未満を四捨五入した。
2 比率(%)は、原則として小数点以下第二位を四捨五入した。
3 ポイントとは百分率(%)間の単純差引数値である。

令和元年度駒ヶ根市普通会計・公営企業会計財政健全化審査及び経営健全化審査意見

第1 審査の種類

健全化判断比率等審査

第2 審査の対象

令和元年度 駒ヶ根市普通会計健全化判断比率
令和元年度 駒ヶ根市水道事業会計資金不足比率
令和元年度 駒ヶ根市公共下水道事業会計資金不足比率
令和元年度 駒ヶ根市農業集落排水事業会計資金不足比率

第3 審査の期間

令和2年8月3日

第4 審査の実施場所

駒ヶ根市役所 第5会議室

第5 審査の実施内容及び着眼点

審査に当たっては、各会計の健全化判断比率及び経営健全化判断比率が関係法令に準拠して作成されているかを確認し、計数が正確であるかについて、証書類及び関係諸帳簿と照合するとともに関係職員からの説明を聴取し審査を実施した。なお、審査は、駒ヶ根市監査委員監査基準に準拠して実施した。

本審査の主眼及び着眼点については、事前に以下のとおり定めて実施した。

- ①各指標が適切に計算されているか。(数値に誤りはないか)
- ②各指標について、前年度と数値の比較を行なう。(差異の要因は何か)
- ③数値が改善又は悪化した要因について内容を確認する。(理由等は適切か)
- ④当年度(令和元年度)の財政健全化の取り組みについて説明を求める。
- ⑤事務の合理化、経費の節減状況について説明を求める。(適正に運営か)
- ⑥基金の積立状況と今後の見込について説明を求める。(健全化計画は適切か)
- ⑦企業会計・特別会計等へ適切に繰出金が出されているのか。
- ⑧繰出金の状況と今後の見込みについて説明を求める。
- ⑨令和2年度の財政健全化の取り組みについて説明を求める。
- ⑩今後の財政健全化の計画について説明を求める。

第6 審査の結果

審査をした範囲においては、各会計の健全化判断比率及び経営健全化判断比率を示す書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、その計数は関係諸帳簿と符合し正確であると認められた。

令和元年度 普通会計財政健全化審査意見書

1 審査の概要

この財政健全化審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

記

健全化判断比率	令和元年度	早期健全化基準	備考
① 実質赤字比率	— %	13.54 %	
② 連結実質赤字比率	— %	18.54 %	
③ 実質公債費比率	12.7 %	25.0 %	比率は暫定値
④ 将来負担比率	179.5 %	350.0 %	同上

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

令和元年度の普通会計の実質収支額は、303,160千円となっており、実質赤字の標準財政規模に対する比率は、-3.40%であり赤字となっていない。

② 連結実質赤字比率について

令和元年度の全会計を対象とした実質収支額は、3,134,607千円となっており、全会計を対象とした連結実質赤字の標準財政規模に対する比率は、-35.22%であり赤字となっていない。

③ 実質公債費比率

令和元年度の実質公債費比率は12.7%（前年度13.3%）となっており、早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回っている。

④ 将来負担比率について

一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であるが、令和元年度の将来負担比率は179.5%（前年度197.2%）となっており、早期健全化基準の350.0%と比較すると、これを下回っている。

(3) むすび

実質公債費比率は、前年度比0.6ポイント改善の12.7%となっており、7年連続で改善している点では評価ができ、法に定める早期健全化基準に照らしてもこれを下回っている。しかし、他団体と単純に数値の比較をすれば未だ高水準であるため、引き続き留意が必要である。

将来負担比率は、前年度比17.7ポイント改善の179.5%となった。これは、前年度に比べ指標の計算に用いる将来負担となる一般会計地方債現在高が減少したこと及び公営企業等負担見込額が減少したこと、並びに充当可能財源である基金残高が増加したことに加え、分母となる標準財政規模が増加したことなどによるものである。

将来負担比率は、駒ヶ根市が将来負担すべき実質的な負債を示す指標であり、将来世代に過度な負担を残さないことが肝要である。

市民の皆様には、この時点で将来の見通しや、より安定した財政健全化への道筋を丁寧かつ分かりやすく説明をすることが必要であると考えます。

少子高齢化が更に進展し、人口減少が進む中での財政健全化の取り組みは、将来の財政負担を軽減する計画的な取り組みと行政のスリム化・事務事業の効率化を図りながら、同時に一定の行政サービスを確保し、安心、安全で持続可能な市政運営を実現することである。

今後も、行政課題の解決と財政健全化を両立するための難しい舵取りを迫られることとなるが、長期的な経営予測を明確にして、更に慎重で的確な対応を望むものである。

令和元年度 水道事業会計経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比 率 名	令和元年度	経営健全化基準	備 考
	(%)	(%)	
① 資金不足比率	—	20.0	

(2) 個別意見

① 資金不足比率について

「営業収益 - 受託工事収益」を分母として、「(流動負債 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 - 流動資産) - 解消可能資金不足額」を分子として除した数値は -117.60%であり資金不足とはなっていない。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

令和元年度 公共下水道事業会計経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比率名	令和元年度	経営健全化基準	備考
① 資金不足比率	(%) —	(%) 20.0	

(2) 個別意見

① 資金不足比率について

「営業収益 - 受託工事収益」を分母として、「(流動負債 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 - 流動資産) - 解消可能資金不足額」を分子として除した数値は -190.40%であり資金不足とはなっていない。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

令和元年度 農業集落排水事業会計経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比率名	令和元年度	経営健全化基準	備考
	(%)	(%)	
① 資金不足比率	—	20.0	

(2) 個別意見

① 資金不足比率について

「営業収益 - 受託工事収益」を分母として、「(流動負債 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 - 流動資産) - 解消可能資金不足額」を分子として除した数値は -836.60%であり資金不足とはなっていない。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。